ファミリートーク新北島管理組合法人弔意規程

（目的）

第１条　慶弔に関しては、新北島中町会の業務として位置づけられているが、ファミリートーク新北島管理組合規約第２９条第１項第１５号「地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成」の目的を達成するため、当管理組合法人に於いても弔意を表すため、本規程を定める。

（弔慰金の支給）

第２条　ファミリートーク新北島居住者の死亡に際して、弔慰金を遺族に支給する。

２　前項の弔慰金の金額は、金３，０００円とし、香料等としてする。

３　葬儀等までに、当法人が第１項の支給対象者の死亡の事実を知らなかった場合でも、これを知った時に支給する。

附則　本規程は、成立と同時に（平成１７年５月２１日）施行し、その時以後に死亡した者に対して適用する。